

若者の定住を応援!

本部町Uターン 奨学金返還支援制度



対象者

※①～④すべてを満たす方が対象 ※公務員は対象外

- ①奨学金の貸与を受けて大学等にて修学した方
- ②申請年度において満35歳以下
- ③R7年4月以降に本部町に転入し5年以上定住意思のある方
- ④町内または近隣市町村の事業所で就業している方



対象奨学金

- ・日本学生支援機構
- ・本部町育英会 など



返済額の**2分の1**を補助

月額最大**7,500円**
(年額上限9万円)



申請手続き

- ・認定申請書および各種書類の提出
- ・審査後に補助金の額を決定・交付



注意事項

- ・他の助成制度と**併用不可**
- ・住民税の**滞納がないこと**



交付の流れ

認定申請

交付申請

交付決定

お問合せ

本部町役場 企画商工観光課

☎0980-47-2702 ✉kikaku@town.motobu.okinawa.jp